

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年9月15日)

陳情3年子育て・人財第17号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-17 (R3.09.02)	子育て・人財	私学助成に関する意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から政府及び国会に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

- 1 現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の充実を図ること。
- 2 公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実を図ること。
- 3 私立学校の保護者の経済的負担を軽減するために、就学支援金制度の拡充強化を図ること。

▶陳情理由

本県の私立学校（高等学校、中学校、幼稚園）は、各々の建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

少子高齢化が進行する中で、今後とも持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせる必要があり、教育環境の整備が最重要課題となっている。これに加え、学校のICT化をはじめ、学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調・換気設備の整備を進め、有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、先ずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となるICT等の教育環境の整備への国公立を問わない支援が喫緊の課題となっている。

また、令和3年度から本格実施された授業目的公衆送信補償金制度は、子供たちが安心して資料等を自由に活用するためにも、私立学校が補償金額を確実に受領できる支援措置が望まれる。授業料支援においても、幼稚園から大学に至る授業料の公的支援制度が実施される中で、私立小中学校における経済的支援の実証事業が今年度で終了することから、制度の恒久化が強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置は各都道府県の所管事項であるものの、教育は国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、国の全面的財政支援が求められる。

ついては、私立高等学校等の教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、貴議会より政府及び国会に対する意見書の提出に特段の御高配をお願い申し上げます。

▶提出者

一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 野田 修

現状と県の取組状況

子育て・人財局（総合教育推進課）

【現状、県の取組状況】

1 経常費助成について

県が私立高等学校等に対して経常費助成を行い、国は県に対してその一部を補助している。

○令和2年度私立高等学校等教育振興補助金の補助実績（全日制分）

県補助金 1,599,454千円（生徒1人当たり466,313円）

[うち国費 240,545千円（15.0%）]

○令和2年度私立幼稚園運営費補助金の補助実績

県補助金 137,521千円（園児1人当たり170,382円）

[うち国費 21,996千円（16.0%）]

（参考）国の予算額（私立高等学校等経常費助成費補助金）の推移

（単位：億円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
国予算額	1,022	1,021	1,021	1,017	1,010
対前年比増減額 （増減率）		-1 （-0.1%）	0 （0%）	-4 （-0.39%）	-7 （-0.68%）

2 施設整備費補助について

私立高等学校等に対して、校舎等の改築、改修（耐震補強工事等）に要する経費の一部を補助している。

区分	国補助率	県補助率	学校負担
改築	—	1/2	1/2
大規模修繕	—	1/3	2/3
耐震改修	1/3～1/2	1/6～1/3	1/3

（参考）国の予算額（私立学校施設整備費補助金）耐震化分 R3当初48億円

※鳥取県内私立高等学校耐震化率（R2.4.1現在）100%

※鳥取県内私立幼稚園耐震化率（R2.4.1現在）91.2%（幼保連携型認定こども園を含む）

3 アクティブラーニング推進事業補助について

県では国の私立高等学校等 I C T 教育等整備推進事業を活用したものについて上乗せし補助するとともに、同事業において下限額に満たない事業について県単独で補助している。

事業費区分	国補助率	県補助率	学校負担
500万円以上4,000万円以下	1/2	1/4	1/4
500万円未満	—	3/4	1/4

(参考) 国の予算額 (私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業)
R3当初13億円

4 G I G A スクール構想の実現に係る補助について (国)

(R2補正209億円・R3当初10億円)

○私立学校情報機器整備費補助金

事業名	事業内容	補助率
①児童生徒1人1台端末の整備事業 (義務教育段階)	義務教育段階の児童生徒が1人1台端末を用いて学習するため、学習用コンピュータの整備を支援する	1/2
②家庭学習のための通信機器整備支援事業	Wi-Fi 環境が整っていない家庭に対する貸与を目的として学校が行う、通信環境の整備を支援する。	1/2
③学校からの遠隔学習機能の強化事業	臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒のやりとりを円滑に行うため、学校が使用する遠隔学習に対応した設備の整備等を支援する。	1/2
④G I G A スクールサポーター配置促進支援事業	学校の I C T 化を進めるため、I C T 技術者の配置経費を支援する。	1/2
⑤児童生徒1人1台端末の整備事業 (高等学校段階)	高等学校段階の生徒が1人1台端末を用いて学習するため、低所得世帯の生徒が使用する学習用コンピュータの整備を支援する。	1/2

《補助対象学校種》 ①：義務教育段階の学校 ②③④：義務教育段階及び高等学校段階の学校 ⑤：高等学校段階の学校

5 家庭学習のための通信機器整備支援について (単県)

新型コロナウイルスによる臨時休業時において I C T を活用した教育活動を行うため、家庭にインターネット環境が整っていない生徒へ通信機器 (Wi-Fi ルーター) の貸与を行う私立中学校・高等学校に対して、学校が整備した Wi-Fi ルーターの賃貸借料 (通信料含) について助成する。

県単独補助 補助率：3/4

6 授業目的公衆送信補償金への助成について

授業目的公衆送信補償金制度の活用により学校設置者が負担した補償金に対して県が助成を行い、国が県の助成額の一部を補助する。

1人当たり保障金額（税込）：中学校198円（税抜180円）、高等学校462円（税抜420円）

補助率：2/3（うち1/2国庫充当）

7 高等学校等就学支援金について

私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）の年収約910万円未満の世帯の生徒に支給している。

低所得世帯の負担軽減及び公私間格差是正のため、年収約590万円未満の世帯については支給額を加算している。

年収区分（目安）	支給年額
590万円未満	396,000円
590万円以上910万円未満	118,800円
910万円以上	—

8 鳥取県私立高等学校等総合支援金について（単県）

県独自で、国の就学支援金制度に上乗せの補助を行っている。

年収区分（目安）	支給年額
生活保護世帯	(その他納付金)支給上限額86,400円
非課税世帯	(その他納付金)支給上限額43,200円
590万円以上700万円未満	(授業料)支給上限額118,800円
700万円以上800万円未満	(授業料)支給上限額59,400円

9 鳥取県私立中学校就学支援金について（単県、一部国定額）

高等学校等就学支援金制度の基準に合わせて、私立中学校の生徒に支給している。

○鳥取県私立中学校就学支援金

年収区分（目安）	支給年額
生活保護世帯	(授業料)支給上限額396,000円 (その他納付金)支給上限額42,000円
非課税世帯	(授業料)支給上限額396,000円 (その他納付金)支給上限額21,000円
270万円以上590万円未満	(授業料)支給上限額396,000円

590万円以上700万円未満	(授業料)支給上限額237,600円
700万円以上800万円未満	(授業料)支給上限額178,200円
800万円以上910万円未満	(授業料)支給上限額118,000円
910万円以上	—

※文部科学省の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業（H29～R3）」（年収400万円未満の世帯へ年額一律10万円を支給）を活用し、一部財源を充当。

【国への要望（令和3年7月）】

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、人づくり革命及び教育を受ける権利の保障、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同等の就学支援金の支給制度を創設すること。

10 教員の資質能力向上等への補助について（単県）

鳥取県私立学校協会が行う私立高等学校等の教職員研修、教育研究等に対し補助している。

令和2年度鳥取県私立学校協会補助金の補助実績
 県単独補助 1,240千円（補助率1/2）